

平成23年度ジェネリック医薬品減額通知サービス業務委託仕様書

1 目的

鳥取県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に被保険者がジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を記載した通知書（以下「通知書」という。）の作成から送付・効果検証までに関する業務を委託する。

2 委託期間

契約締結日から平成24年2月29日までとする。

3 委託業務内容

(1) レセプトのデータ化

甲が提供する1か月分のレセプト（原則、医科・調剤全てのレセプト）をデータ化する。

(2) ジェネリック医薬品減額通知の作成・送付

乙は、生活習慣病や慢性疾患等を効能・効果とする先発医薬品を使用している被保険者を抽出し、同等の効能・効果を有するジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額を記載した通知書等（以下「通知書等」という。）を自己負担の軽減額200円以上の被保険者に送付する。ただし、送付数の上限を17,400通とする。

ア 被保険者の抽出

抽出に当たっては、下記の事項に該当するものは、原則対象としない。

- ・短期療養
- ・精神疾患
- ・がん治療

イ ジェネリック医薬品の選定

市場流通の状況を勘案し、一定の実績を有するジェネリック医薬品を対象とする。

ウ 通知書等

通知書等は、以下のものを作成するとともに、封入・封かん・送付作業を行う。

- ・差額通知
- ・ジェネリック医薬品の案内
- ・ジェネリック希望カード

これらは、乙の有する標準用紙を、甲による内容確認後、作成するものとする。

エ その他

被保険者に関するデータについては、被保険者データを提供する。これらのデータを使用して、適切かつ確実に通知を行うため、システムの検証やインターフェースに関する事前のテストを十分に行うこと。

また、レセプトデータ等の提供後、通知書の送付までの間に、再度、被保険者データを提供するので、資格を喪失した者のデータを除外するための措置を講ずること。

(3) コールセンターの設置

被保険者からの問い合わせ等に対応するため、医薬品に関する専門知識を有する専門スタッフ（医師又は薬剤師）により、ジェネリック医薬品に関する問い合わせ等のフリーダイヤルによる電話対応を行うコールセンターを通知書等発送後、1か月間、設置する。

また、コールセンターの設置においては、被保険者から問い合わせ等に適切に対応できる体制を整えること。

なお、コールセンターへの問い合わせ等は、終了後、一覧にし、甲に報告すること。

(4) 効果検証

上記（2）の通知書等を発送した翌月を目途にレセプトデータから、ジェネリック医薬品の使用に伴う自己負担額の軽減の効果額を算出し、軽減効果額別等の報告書を作成する。

また、必要に応じ、各種統計情報を作成する。

4 業務数量

(1) レセプトのデータ化

医科	電子レセプト	107,000件
	紙レセプト	7,500件
調剤	電子レセプト	65,000件
	紙レセプト	200件

(2) ジェネリック医薬品減額通知の作成・送付

自己負担の軽減額200円以上の被保険者に送付する。

送付数を17,400通とする。

(3) コールセンターの設置

上記3（3）のとおり

(4) 効果検証

効果検証レセプト

34,800件

5 委託料の算定

4 業務数量を基に委託料を算定することとし、契約書には 4 (1) レセプトのデータ化 医科電子・紙及び調剤電子レセプト1件当たりの単価、(2) ジェネリック医薬品減額通知の作成・送付 1通当たりの単価、(3) コールセンターの設置 1件当たり、(4) 効果検証 効果検証レセプト 1通当たりの単価を定めることとする。

なお、プログラムの作成等その他の費用は乙の負担とする。

5 個人情報保護

業務を実施するための個人情報の取扱いについては、関係諸法令並びに契約時に取り交わす別紙「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守することとする。

作業場所は、個人情報を扱う上で十分なセキュリティー設備を備えていることとする。